［削る］

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \alpha \times 0.25$$

算式の符号

A　地方税法第72条の115第2項の規定により当該市町村に前年度の6月、9月、12月及び3月に交付される地方消費税交付金の額

α　0.986

［2　略］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和七年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$

算式の符号

［略］

C　令和6年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和七年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　略］

第十四条の九の二　令和六年度に限り、富山県内及び石川県内の市町村における第三十一条第三項第一号の規定の適用については、同号の算式の符号F及びG中「当該年度の5月末現在における」とあるのは「当該年度分の」と読み替えるものとする。

（地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の十　当分の間、法附則第七条の三第二項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{a}{b} \times 0.25$$

算式の符号

A　道府県が地方税法第72条の115第2項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

a　当該市町村人口

b　当該市町村の属する道府県人口

［2　同上］

（市町村民税の法人税割に係る基準税額の算定方法の特例等）

第十五条　令和六年度に限り、市町村民税の法人税割の基準税額は、第三十一条第四項の規定にかかわらず、第一号から第五号までの各号に定めるところによつて算定した額の合算額から第六号に定める額を控除した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

$$(A + B) \times 0.75 + C$$

算式の符号

［同左］

C　令和5年度減収補塡債のうち市町村民税の法人税割に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第一号の額

三　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第二号の規定の適用を受けた市町村における同号に定める前年度分法人税割過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　令和六年改正前の省令附則第十五条第一項第三号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額

［五　同上］